

議案第 4 号

北名古屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 3 年 2 月 25 日提出

北名古屋市長 長瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年北名古屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。